



FNo.0・4・2 (甲)

平成26年10月1日

渋沢丘陵を考える会 代表 日置乃武子 様
秦野の自然と環境を守る会 代表 山本とし子 様
秦野のホテルを守る会 会長 吉田嗣郎 様
丹沢・未来プロジェクト 代表 小嶋伸 様

秦野市長 古谷 義幸



「渋沢地区巨大霊園建設の手続き上の諸問題と開発許可差し止め
について(回答)に対する再要望書」について(回答)

本年8月8日に提出された標記の件について、次のとおり回答いたします。

1 「やはり事業主体は株式会社、市はそれを支援」について

(1) 名義貸しについて

墓地、埋葬等に関する法律第10条の規定による墓地の経営許可については、許可を受けて行われる墓地経営が、申請者により適切かつ永続的に行われることが担保されているか審査します。

審査にあたっては、秦野市墓地等の経営の許可等に関する条例の規定により、土地所有権の存否や資金計画の内容を確認します。また、いわゆる「名義貸し」による墓地経営を防ぐために、申請者が主体性を持つ事業計画であるか確認し、許可又は不許可の審査を行います。

(2) 文書公開請求について

請求条件に該当する報告書及び配付された資料は、保存年限を過ぎたことにより、既に廃棄されています。

2 「庁議は無効」について

平成20年に開催した土地利用委員会では、本霊園計画に関する庁内関係各課による意見及び事前相談等調整事項が整ったことを踏まえ、この場所に設置する妥当性、霊園ができるメリット等総合的に判断し了承したものです。

なお、手続規定をベースとした秦野市まちづくり条例の手続に入ることを了承したことについて、条例違反になることはありません。

3 「ブレインヒル構想についての誤り」について

FNo.0・4・2（甲）平成26年7月24日付「渋沢地区巨大霊園建設の手続き上の諸問題と開発許可差し止めについて（回答）」中の1（5）のとおりです。

4 「まちづくり審議会は設置するほかはない」について

FNo.0・4・2（甲）平成26年7月24日付「渋沢地区巨大霊園建設の手続き上の諸問題と開発許可差し止めについて（回答）」中の1（6）のとおりです。

5 「市は強制力のある環境保全政策をとってこなかった」について

FNo.0・4・2（甲）平成26年7月24日付「渋沢地区巨大霊園建設の手続き上の諸問題と開発許可差し止めについて（回答）」中の1（7）のとおりです。

6 「ふたたび「開発許可差し止め」を要望」について

FNo.0・4・2（甲）平成26年7月24日付「渋沢地区巨大霊園建設の手続き上の諸問題と開発許可差し止めについて（回答）」中の2のとおりです。

事業者による本事業の手続は、偽りその他不正な手段によるものではなく、継続します。

事務担当は、企画課企画政策班です。

電話 0463（82）5101

陳情・要望については、広聴相談課です。

電話 0463（82）5128